

# 令和7年度静岡県地震防災センター緑地樹木維持管理業務委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

## （目的）

第1条 甲は、別に定める「令和7年度静岡県地震防災センター緑地樹木維持管理業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

## （委託期間）

第2条 この委託の契約期間は、令和7年6月1日から令和8年3月23日までとする。

## （委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）を支払うものとする。

## （支払方法）

第4条 乙は、第9条第2項の委託業務完了報告書を提出し、甲の承認を得た後に委託費を請求するものとし、委託業務が終了した翌月の10日までに請求し、甲は、この請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

## （契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

## （契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間中に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (5) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもってこの契約の解除を相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

#### （損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項第1号から第3号まで又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

#### (処理状況の報告等)

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の処理状況を報告させ、また自らその状況を調査することができる。

2 乙は、この契約書及び要領に定めるすべての業務を完了したときは、委託業務完了報告書（様式第2号）を作成して甲に提出し、承認を得なければならない。

#### (現場責任者)

第10条 乙は委託業務のうち次の事項について、乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

(1) 委託業務の処理

(2) 委託業務の履行に関する甲との業務連絡及び調整

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等を乙の選任した現場責任者に対して行なうものとする。

#### (法令上の責任)

第11条 乙は、委託業務遂行にあたる乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

#### (職務規律の保持)

第12条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 乙は、委託業務を行う従業員に対して、乙の定める制服を着用させ乙の従業員であることを明確にするものとする。

#### (秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

#### (臨機の措置)

第14条 乙は、委託業務遂行上特に必要と認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。

2 乙は、前項の措置をとったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の措置を指示することができる。この場合において、乙は直ちにこれに応じなければならない。

#### (実施計画書の提出)

第15条 乙は委託業務の実施にあたって、あらかじめ委託業務実施計画書（様式第1号）を、速やかに甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第16条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第17条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を所轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第18条 この委託契約に定めるものほか必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県知事 鈴木 康友

(乙)